

大阪広域環境施設組合条例第 5 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（平成 27 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別表第 1</p> <p>行政職給料表</p> <p>[表 略]</p> <p>備考</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) この表の適用を受ける定年前提任 用短時間勤務職員の基準給料月額は、 次の表に掲げる額とする。</p> <p>[表 別紙 2 挿入]</p>	<p>別表第 1</p> <p>行政職給料表</p> <p>[表 同左]</p> <p>備考</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) [同左]</p> <p>[表 別紙 1 挿入]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

[別表第1備考第3号の表 別紙1]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
基準給料月額	[同左]	[同左]	235,600円	252,700円	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[別表第1備考第3号の表 別紙2]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
基準給料月額	[略]	[略]	245,200円	265,600円	[略]	[略]	[略]	[略]